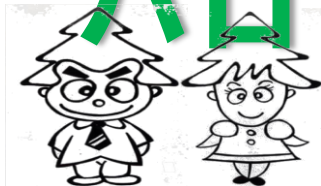


こんにちは

平成25年11月29日発行

ハローワーク

12 月号



築館公共職業安定所
栗原市築館薬師2丁目2-1

TEL 0228-22-2531
FAX 0228-22-6892

ハローワークからのお知らせ

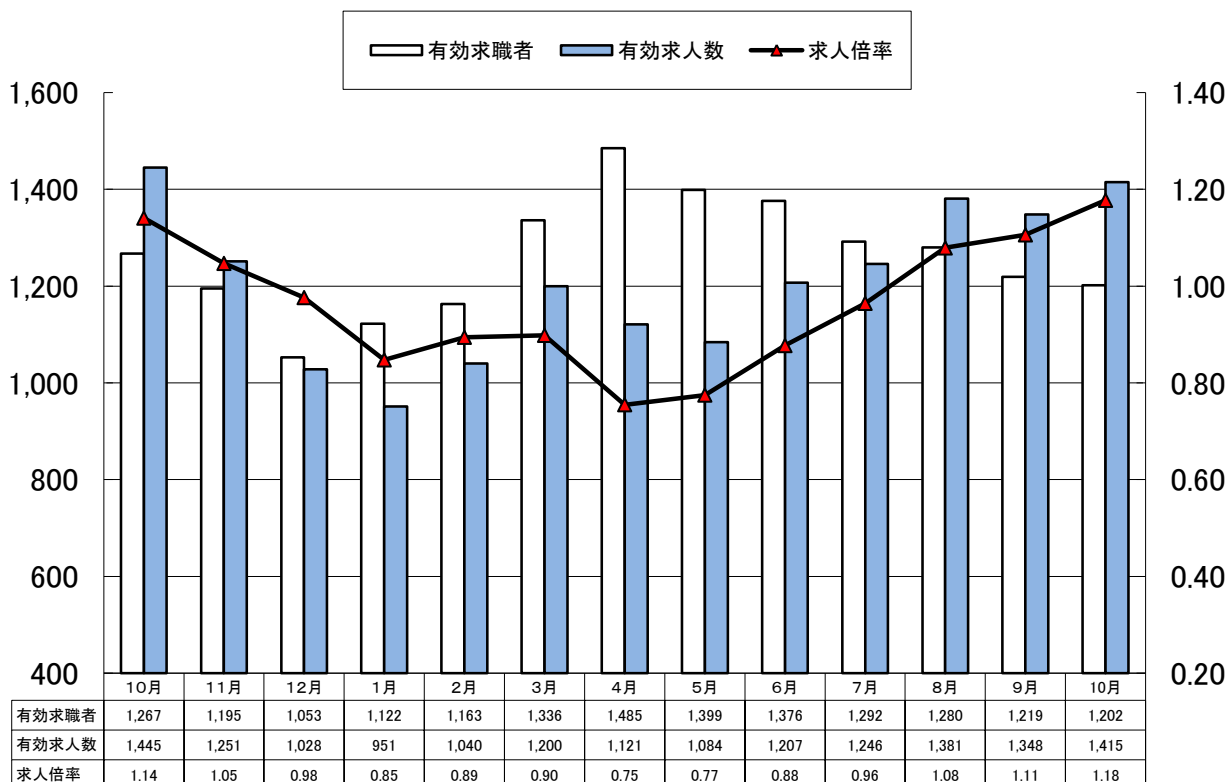
- 宮城県産業別最低賃金が改正されます
- 高卒内定率は、73.1%(管内は71.6%)

労働市場の動き(10月内容)

ハローワーク築館管内の求人・求職の動向

- 10月の有効求人倍率は、1.18倍
有効求職者数は、1,202人、有効求人数は、1,415人

- ・新規求人数は、前月に比べ6.0%増加、対前年同月比では26.5%増加しました。
- ・産業別では対前年比で、建設業72.5%、製造業13.7%、運輸業94.7%、卸売・小売業27.0%、宿泊・飲食業112.5%、医療・福祉14.3%で増加し、他の産業は減少しました。
- ・新規求職者数は、前月に比べ9.9%増加し、対前年同月比では11.3%減少しました。
- ・有効求人倍率は、1.18倍で前月に比べ0.07ポイント増加し、対前年同月比でも0.04ポイント増加しました。



平成26年3月 新規高等学校卒業生職業紹介状況 (10月末現在)

内定率は73.1%



■高卒求人受理状況

	専願求人数	併願可能求人数	計	対前年同期
件数	25	90	115	99
求人数	37	209	246	240

■求職者の状況

	計	管内	県内他管内	県外
計	160	67	69	24
男	77	40	27	10
女	83	27	42	14

■就職決定(内定)者の状況

	計	管内	県内他管内	県外
計	117 (73.1%)	48 (71.6%)	48 (69.6%)	21 (87.5%)
男	58 (75.3%)	28 (70.0%)	21 (77.8%)	9 (90.0%)
女	59 (71.1%)	20 (74.1%)	27 (64.3%)	12 (85.7%)

()内は内定率

宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	685円	24.10.19
	696円	25.10.31

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県産業別最低賃金が適用されます。

宮城県産業別最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	788円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	24.12.15
	798円		25.12.15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	749円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	24.12.15
	757円		25.12.19
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	754円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	24.12.15
	763円		25.12.15

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮 城 労 働 局

雇用の動き(10月内容)

一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	314	5.4	▲ 10.3
	うち45歳以上	110	3.8	▲ 3.5
	有効求職者数	1,202	▲ 1.4	▲ 5.1
	うち45歳以上	546	0.9	0.2
求人関係	新規求人数	545	6.0	26.5
	うち常用	441	▲ 0.9	23.2
	有効求人数	1,415	5.0	▲ 2.1
	うち常用	1,190	3.4	▲ 4.4
紹介関係	紹介件数	436	0.7	▲ 17.9
	うち常用	392	3.4	▲ 19.8
就職関係	就職件数	171	3.6	▲ 12.3
	うち常用	151	11.0	▲ 16.1

(パートタイムを含む)

項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	260	43.6	▲ 11.9
	資格喪失者数	262	12.0	▲ 6.4
	月末現在被保険者数	16,244	▲ 0.0	1.0

